

# 部活動の指導について

滋賀県立野洲高等学校

平成 31 年(2019年)3 月

## 目次

### 第1部 部活動のあり方についての方針

- 1 部活動の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 適切な運営のための体制整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 学校単位で参加する大会・試合・コンクール等の見直し・・・・ 2

### 第2部 部活動の運営と管理

#### 第1章 部活動の運営

- 1 部の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 顧問の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 目標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4 効果的な活動メニュー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 5 活動時間・休養日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 6 校外活動（合宿・遠征等学校を離れての活動）・・・・・・ 4
- 7 部費等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 8 保護者および地域との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 9 部活動指導員や外部指導者の活用・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 10 適切な運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 11 体罰の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

#### 第2章 部活動の管理

- 1 生徒の健康管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 生徒への安全指導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3 活動の管理および指導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 4 下校指導と施設・用具の管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 5 緊急時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 6 部活動を支える体制づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 7 事故防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

# 第1部 部活動のあり方についての方針

## 1 部活動の意義

部活動とは、スポーツや文化、科学等に興味・関心のある同好の生徒が参加し、顧問の指導のもと、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むことが大切である。

また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養など、生徒の多様な学びの場とする。

## 2 適切な運営のための体制整備

### 部活動の方針の策定等

- ア スポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、本方針を参考に、「学校に係る部活動の方針」を策定する。
- イ 休養日および活動時間の設定に当たっては、成長期にある生徒が、運動、食事、休養および睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるように配慮する。
- ウ 活動方針等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

## 3 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置

- ア 生徒の多様なニーズに応じた活動ができる部活動の設置について考慮する。
- イ 単一の学校で特定の部活動を設けることができない場合には、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

## 4 学校単位で参加する大会・試合・コンクール等の見直し

部活動が参加する大会・試合・コンクール等（以下、「大会等」とする。）の全体像を把握し、週末等に開催されるさまざまな大会等に参加することが、生徒や顧問の過度な負担とならないよう努める。

## 第2部 部活動の運営と管理

### 第1章 部活動の運営

#### 1 部の設置

部活動は、学校経営方針等にもとづき、学校運営上必要があると認められる場合に設置されるものである。また、部活動を設置するにあたっては、下記の生徒に関する条件、指導者に関する条件や環境に関する条件などを考慮する。

#### 2 顧問の役割

部活動での指導の充実のためには、顧問の役割が重要である。

##### 顧問の役割

<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 年間および月間活動等の計画の作成</li><li>▶ 施設・用具の管理と指導</li><li>▶ 部予算の確保と管理</li><li>▶ 部員名簿の作成</li><li>▶ 実技指導・技術指導</li><li>▶ 部活動日誌等の活用と整理</li><li>▶ 大会等への引率</li><li>▶ 部活動指導員や外部指導者との連携</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 広報活動（部活動通信等）</li><li>▶ 部会（ミーティング）の開催・運営</li><li>▶ 顧問会議への出席</li><li>▶ 部員の事故防止と安全指導・健康管理</li><li>▶ 保健室や病院との連携</li><li>▶ 保護者・地域団体との連携</li><li>▶ 中体連等との調整</li></ul>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

#### 3 目標の設定

学校教育目標や活動方針を十分に理解し、生徒の体力、技能、意欲、目的を把握し、生徒とともに設定する。

生徒の自主的、自発的な参加により行われ、合理的でかつ効率的・効果的に取り組めるよう設定する。

#### 4 効果的な活動メニュー

目標や課題を意識し、施設や用具、活動時間等を考慮しながら効率的・効果的な活

動計画を作成する。

- ☆ 生徒の体力や技能に応じ、過重負担にならないよう考慮する。
- ☆ 生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）および体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- ☆ 効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること。また、過度の活動が障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・技能の向上につながらないこと等を正しく理解し、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことが大切である。そのためには、生徒とコミュニケーションを十分に図り、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、短時間で効果が得られる指導に努める。

## 5 活動時間・休養日

部活動における休養日および活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養および睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

- ・ 平日は概ね3時間以内、週休日および学校の休業日は概ね6時間以内とする。
- ☆ 休養日の設定
  - ・ 週1日以上。それに加え、週休日については4週当たり1日以上を休養日とする。
  - ※ なお、予定をしていた休養日に活動をする場合は、その前後1か月の内に休養日を設定する。
- ☆ 朝練習は原則行わない。
- ☆ 部活動の競技・部門・種目等の特性や特色、または一時的な事情により、上記の部活動に係る基準を適用することが困難な場合、その取扱いは学校長で判断するものとする。

## 6 校外活動（合宿・遠征等学校を離れての活動）

校外活動においては怪我や事故の防止に努め、無理のない計画を立てる。

- ☆ 引率は、教員または部活動指導員が行うこと。その際、安全確保に努め、徒歩、自転車、公共交通機関を利用する。
- ☆ 緊急時等やむを得ない場合を除いて、顧問の私有車に生徒を同乗させない。
- ☆ 生徒を引率する際の交通手段として、マイクロバスを利用する場合については、旅客運送の許可を得ていないバス（いわゆる白ナンバーバス）を利用しない。

## 7 部費等

計画的に収支を執行するとともに、保護者の信頼を損なうことのないよう、明確かつ適切な会計処理をする。

## 8 保護者および地域との連携

保護者への活動計画・報告や行事等の連絡を適宜行う。  
地域の行事等へ参加するなど、地域との連携を図る。

## 9 部活動指導員や外部指導者の活用

必要に応じて部活動指導員や外部指導者に協力を求める。部活動指導員や外部指導者は、一定の指導実績を有する、または相当の指導力を有すると認められ、教育方針や目標、活動内容等への理解が得られる者であり、その活用に当たっては教職員が共通理解を図る。

## 10 適切な運営

生徒が積極的かつ継続的に部活動へ参加するためには、計画、実践、評価のすべてに公正・公平な判断が必要であり、生徒の自主的・主体的な行動を促せるよう一人一役、役割分担等にも配慮し、生徒一人ひとりが意欲的に取り組めるような運営する。

## 11 体罰の防止

「懲戒」として「体罰」を行うことは、法律で明確に禁止されている。

顧問その他の学校関係者は、部活動での指導で体罰等を厳しい指導として正当化することは誤りであり決して許されないものであるとの認識を持ち、それらを行わないようにするための取組を行う。

学校関係者のみならず、保護者等も同様の認識を持つことが重要であり、学校や顧問から積極的に説明し、理解を得る。

## **第2章 部活動の管理**

怪我や事故を未然に防止し、安全な活動を実現するための学校全体のシステムづくりや、万一に備えた救急処置の明確化、関係者への連絡体制の確立など、計画段階から十分に安全対策を講じておくことが重要である。

### **1 生徒の健康管理**

生徒の心身の健康を把握する。

家庭（保護者）、学級担任、養護教諭等との情報交換を行うなど、連携を密にする。

- ※ 健康診断の結果を把握し、個々の健康管理と安全の確保に努める。
- ※ 身体状況等は個人情報であり、その取扱は十分に注意する。

### **2 生徒への安全指導**

生徒自身が積極的に自分や他人の安全を守れる態度や能力を養うとともに、望ましい人間関係の育成に留意する。

### **3 活動の管理および指導**

生徒の活動場所で指導を行う。

生徒だけで部活動が行われることがないように、日頃から指導・管理を徹底する。

### **4 下校指導と施設・用具の管理**

部活動を終えた生徒に対して適切に下校指導を行うとともに、日頃から活動場所や施

設等の管理を適切に行う。

## **5 緊急時の対応**

生徒の怪我や事故に対し、迅速かつ適切な治療へとつなげるためには、顧問間の連携だけでなく、生徒自らが適切に対応できるよう指導する。

## **6 部活動を支える体制づくり**

生徒が生き生きと充実した部活動を行うために、顧問の資質の向上を図り、部員が安心して活動できる体制を構築する。

## **7 事故防止**

部活動の指導にあたっては、安全を最優先し、事故防止には万全を期し、生徒自身が危険を予見し、回避する能力と態度を身に付けるよう指導する。